

算定\_過去に訪問介護（介護予防訪問介護）を算定しています ※訪問看護も同様

### 介護給付費縦覧審査確認表（請求事業所）

事業所番号	1970000001
事業所名	サービス事業所 01
事業所担当者氏名	事業所 太郎
連絡先電話番号	99-9999-9999

令和\*\*年\*\*月縦覧審査分

確認表記入者の氏名と電話番号を記入して下さい。

令和〇年〇月〇日

山梨県国民健康保険団体連合会

以下は貴事業所の介護請求明細書について縦覧点検審査処理を行った結果、請求内容に疑義がある内容を確認の上、確認調整結果を記入してください。また、対象帳票が「算定」「重複」「単独」の場合は、過誤を「する」・「しない」のいずれかに〇を付けて平成〇年〇月〇日までにご返送ください。

対応番号	確認対象情報							関連情報					
	対象帳票	証記載保険者番号 証記載保険者名	被保険者番号 被保険者名	サービス提供年月	サービス	日数/ 回数	縦覧点検出力事由	サービス提供年月	事業所番号	電話番号	サービス	日数/ 回数	
1	算定	191001 保険者 01	0000000001 カゴ 太郎	R2.4	11 訪問介護初 回加算	4001 1	過去に訪問介護（介護予防訪問介護）を算定しています	R2.2	1970000001 サービス事業所 01		11 訪問介護		
	確認の観点	上記縦覧審査内容は、請求誤りが高い情報です。算定可能と考える特別な理由がなければ、過誤の項目のうち「する」に〇をつけてください。算定可能と考える特別な事由があれば、右に記入してください。		(確認調整結果記入欄) 請求誤りのため過誤			過誤 する ・ しない						
								又は	(確認調整結果記入欄)			過誤 する ・ しない	算定の根拠を記入してください。

●内容・過去2ヵ月以内にサービス提供の実績があります。

※介護保険最新情報 vol. 69\_平成21年4月改定関係 Q&A (vol. 1) の要約  
4月に初回加算が算定できるのは、同年2月1日以降に当該事業所からサービス提供を受けていない場合

●対応・①算定可能と考える理由がある場合は「確認調整結果記入欄」にその理由を記入して、「過誤しない」に〇をつけて返送して下さい。  
②記載誤りや請求内容の誤りであった場合は、「過誤する」に〇をつけて、過誤申立書と併せて返送して下さい。

※過去の訪問介護費に初回加算を本来つけるべきだった場合、当月、初回加算をつけるべき月両方の過誤申立が必要となります。

例) R2.11 訪問介護費 ⇒ 過誤 ⇒ 再請求\_訪問介護費+初回加算  
R2.12 訪問介護費+初回加算 ⇒ 過誤 ⇒ 再請求\_訪問介護費